

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第1項中「給料表は、」の次に「別表第1に定める」を加え、「(別表)」を削り、同条第3項中「、その複雑」を「その複雑」に、「分類し」を「分類するものとし」に、「、人事委員会規則で定める」を「別表第2に定める高等学校等教育職給料表等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第8条第3項中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第5条関係)

高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校の講師の職務
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 教育委員会事務局等(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関をいう。以下同じ。)の管理主事及び指導主事の職務
3級	1 高等学校の副校長及び教頭の職務 2 教育委員会事務局等の課長補佐、主幹、係長及び副主幹の職務
4級	1 高等学校の校長の職務

2 教育委員会事務局の局長、局次長及び参与の職務

3 教育委員会事務局の課長及び参事の職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。